

Q & A(質問の多い事項) ~お問い合わせ前にご確認ください~

Q パート収入の税金は？/納付書が届いたら、扶養からはずれてしまう？

私は、パートで働いています。年間収入がいくらになると市民税・県民税がかかりますか？

また、納付書が届きましたが、扶養からはずれてしまいますか？

A 市民税・県民税は、給与のみの場合、収入金額が93万円を超えるとがかかります。また、配偶者控除の対象となるのは、給与のみの場合、収入金額が103万円以下の方です。

※上記は、税金上の扶養範囲の取扱いになります。健康保険などの扶養範囲は、別で取扱いがある場合がございますので、加入されている保険事業者にご確認ください。

Q 年金収入のみの場合、いくらから税金がかかる？

A 年金収入のみで、扶養している家族がいない場合、65歳以上の方は、148万円(65歳未満の方は、98万円)を超える方が課税になります。ただし、扶養人数などにより課税される金額は異なります。

Q 昨年と所得は変わらないが、税額が増えたのはなぜ？

A 市民税・県民税は、所得金額と所得控除(社会保険や医療費控除、扶養控除など)から税額を計算します。所得金額が変わらなくても、所得控除の金額が減ると税金が高くなります。令和3年度と令和4年度の税額決定通知書で、所得の明細欄と所得控除の明細欄を見比べてみてください。

また、年金特別徴収の方は、仮徴収と本徴収があり、天引きする金額の算出方法が異なるため、本徴収の税額が高くなる場合があります。

Q 給与からも年金からも市民税・県民税が天引きされているが、二重課税？

A 前年中(令和3年1月~12月)に給与と年金の収入があった方で、65歳以上の方は、給与と年金のどちらからも市民税・県民税が天引きされる場合があります。給与にかかる税金は給与から天引きされ、年金にかかる税金は年金から天引きされます。二重課税されているわけではありません。

Q 現在、無職ですが、市民税・県民税の納付書が届いたのはなぜですか？

A 市民税・県民税は、前年中の所得に基づき課税されます。退職などにより所得が減少した場合でも、前年中(令和3年1月~12月)の所得に応じた税額のご負担をお願いします。

Q 新しい会社に就職(転職)したのに、納付書が届きました。給与天引きにできますか？

A 勤務先から市へ『特別徴収への切替申請書』の提出が必要になります。今回送付しました納付書を持参し、新しい会社にご相談をお願いします。

※納付期限が過ぎた普通徴収分の税額は、特別徴収に切り替えできません。